

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 条例（議員発議）

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

## 条 例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第一号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成十六年宮城県条例第三十八号）の一部を

次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法による提出）

第十三条の二 前条に規定する収支報告書、修正報告書、実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書（以下この条において「収支報告書等」という。）の提出を電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と収支報告書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該収支報告書等の提出は、前条の規定により書面により行われた収支報告書等の提出とみなす。

2 前項前段の規定により行われた収支報告書等の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第十四条第一項中「前条」を「第十三条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第二号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十六條の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「述べさせ又は文書で」を「述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十七條第三項中「参考人は」との下に、「第二十六條中「電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法（委員会にオンラインにより出席する場合を除く。）」を加える。

第二十八條に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第二項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。